

地域防災プラットフォーム構想

——大災害時に地域のすべての人びとが力を合わせて生きぬくために——

松 井 一 洋*

—実際に暮らす人びとは入れ替わっても、関係を継続させるもの。それは地域社会に堆積した歴史であり、過去・現在・未来をつなぐ社会的連帯の記憶であろう。

船津 衛『現代コミュニティ論』

目 次

1. はじめに～防災の主流化
2. 近代の防災政策の歴史
 - 2.1 日本人の災害観
 - 2.2 戦後の防災政策
3. 地域防災プラットフォーム構想
 - 3.1 伝統的共同体（町内会・自治会）
 - 3.2 「コミュニティ」
 - 3.3 各種の地域団体
 - 3.4 自主防災組織
 - 3.5 地域協働体（プラットフォーム）
4. おわりに～日常と非日常を逆転させる

1. はじめに～防災の主流化¹⁾

「日本の経験が示唆していることは、非西洋後発国の近代化は、いずれにせよ西洋の単純な模倣ですむような平坦な道ではあり得ない、ということだ」（富永健一 1990）と言う指摘は、防災に関してもまさに正鵠を射ている。

この国の近代化は、後発であるばかりか自然災害の少ない西欧諸国²⁾では想像もつかないほどの茨の道であった。東北地方をはじめとして、数十年周期で来襲する地震や津波、毎年のように上陸する台風や集中豪雨等による甚大な人的かつ物的な喪失によって、経済成長と国土開発は、そのたび後戻りをやむなくされた。しかし、

その地に身を委ねて日々を生きるしかすべのない無辜の民にとっては、大自然がどれほど無惨に平穏な生活と人生を打ち据えようと、やり場のない哀しみや苦しみをじっと堪え忍び、復興に立ち上がる以外にすべはない。そんな惨禍に、2011（平成23）年3月11日、またしても襲われた。

1995（平成7）年1月17日に発生した阪神淡路大震災の後、国は、内閣官房に内閣危機管理監（1998年）、内閣府特命担当大臣（防災担当）（2001年）を設置するなど、重要な国策のひとつとして防災（減災）に取り組んできた。しかし、「失われた20年」³⁾ともいわれる産業界再編の嵐のなかにあった16年間の防災活動は、十分に期待した成果を達成できなかった。たとえば、世界にも名だたる高度情報社会を達成していながら、初歩的な津波警報の誤報にはじまり、住民への直接的避難指示伝達や要支援者の避難支援などのために、自分自身の避難が遅れて失われた約500人にも上る殉職者（消防士、警察官、公務員および民生委員児童委員など）の方々の尊い命に対して、得心できる手向けの言葉は見当たらない。

東日本大震災を受けて、国は、2011（平成23）年12月27日、災害対策基本法に基づく「防災基本計画」（中央防災会議）を見直し「災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、衆知

* 広島経済大学経済学部教授

を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、国民一人一人の自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を軽減していくことを目指すべきである」(第1総則第1章「本計画の目的と構成」と、歴史上はじめて「災害抑止の不可能性」と「被害の軽減(減災)」を宣言した。また、2012年(平成24年)7月31日付けの防災対策推進検討会議の最終報告には、防災対策に取り組む基本姿勢として「防災の主流化を通じ、可能な限りの備えを怠らない」ことが明記された⁴⁾。折から、2012年(平成24年)8月29日に、内閣府中央防災会議の有識者会議は、30年以内の発生確率が非常に高い南海トラフにおけるマグニチュード(M)8~9クラスの超巨大地震(東海地震、南海地震、東南海地震が連動)が発生した場合、30都府県で最大32万3千人の死者が発生する可能性があるという途方もない被害想定を発表した。

そのような大災害に備えるためには、国民が、防災専門機関への全面依存体質から脱却して、自主的な防災活動に万全を期すべく、これから述べるような「地域防災プラットフォームの構築」が急務である。本稿は、筆者が広島県(危機管理監消防防災課)とともに取り組んできた『自主防災活動活性化プロジェクト』⁵⁾を下敷きにしなが、それぞれの地域特性を活かしつつ、自主防災組織がどのような活動を行い、いかなるポジションを占めていくことが望ましいかについて論じる。

第2章では、戦後から現在までの防災(減災)政策を振り返り、第3章では、従来の伝統的な地域共同体と新しい「コミュニティ」活動の経緯をたどりながら、地域全体を巻き込む「地域防災プラットフォーム」構築の方向を提示したい。おわりに、第4章では、さらに進んで、実際に防災(減災)の目的を達成するために求められる国民諸活動の精神のありようにも触れておきたい。

2. 近代の防災政策の歴史

2.1 日本人の災害観

農耕の民は、常に自然とともに生きてきた。治水は、弥生時代にはじまるとされている。原生の山地を切り開き、灌漑用の水路を確保して、荒れ狂う大自然から農業生産物を守る作業は、いわば自然と人間との格闘であった。単身や家族単位の少人数では、大自然のなすがままに翻弄されてきた営みも、さらに多数の人々が力を合わせることによって、災害からの防御や抑止が可能になった。地域共同体の起源である。

人々の自然(災害)に対する思想と姿勢は、どの程度の集団力を行使しうようになったか(地域力)、またどんな技術を利用することが可能になったか(技術力)によって、時代により変化してきた。

時を経ても、治水治山は、為政者の名声・信望を左右する大きな要素であった。戦国時代の代表的な治水事業としては、武田信玄が釜無川流域に築いた信玄堤、豊臣秀吉による淀川沿いの文祿堤および伏見巨椋池の太閤堤などがある。また、1666(寛文6)年、江戸幕府は、森林の乱開発による土砂流出を防止するため、諸国に草木の根掘り取り禁止、禿げ山に苗木植付け、焼き畑と河辺の開墾禁止などを定めた「諸国山川掟」⁶⁾を発した。これは、防災史上特筆すべき善政であった。もちろん、現在の災害対策基本法にも「治山、治水その他の国土の保全に関する事項が国及び地方公共団体の責務」(第8条)であると定められている。

それでも、人間社会は、しばしば人智の到底及ばないような巨大災害に見舞われ、営々として築きあげてきた文明が一瞬にして破壊された。そのような悲惨な状況に遭遇したとき、人々は、天の怒り(天譴論⁷⁾)とひれ伏し、土地や海(自然)とともに生きていく農耕・漁撈民族の「宿命」(運命論)であると諦観してきた。それ

表1 日本人の災害観の変遷

時 期	基本的な災害観	考 え 方
古代～	天災 天譴 運命	<p><災害の社会的意味、個人的意味を問う根源的な思想></p> <ul style="list-style-type: none"> ・『讖緯思想』(漢の時代の予言思想であり、天変地異は為政者の不徳のせいであるという考え方が、この国でも長く受け継がれてきた(もともとの天譴思想)。 ・一方、人々は、非合理的な自然現象への諦念と運命に甘んじる受容的・忍従的災害観(運命論・不可抗力論)を持っていた。(運命論的発想は、災害悲劇性の減殺に役立つ。) ・関東大震災時(1923. 9. 1)、国民自らの日常生活の驕慢や墮落への天罰(譴)であるという反省論が噴出した。 <p>→運命論や後者の天譴論は、日本人の精神の根底に、現代も脈々と受け継がれていると思われる。</p>
近代～	人災	<p><人災論が主張された時代></p> <ul style="list-style-type: none"> ・近代以降、災害の発生時には、しばしば公的な防災システムの不備や怠慢が指摘された(いわゆる人災論)。 <p>→科学技術の進歩によって、インフラの整備や土木工事等による中小災害の封じ込めが効果を発揮した時代(科学万能の幻想を持った時代：高度経済成長期と重なる)の思想である。</p>
阪神淡路大震災 東日本大震災	共生	<p><減災の思想=『自然との共生』の時代></p> <ul style="list-style-type: none"> ・二つの大震災を経て、現代の科学技術によっては、自然災害の発生を完全に抑止することは不可能であり、一定のハード防災対策を推進しながら、人々の自助・共助の精神の涵養と高揚に依って、物心両面の「備え」を強化し、被害をできる限り少なくする(減災)ことを目指す、いわば「自然と人間が折り合いながら生きていく」という考え方が主流となった。 <p>→官民をあげて、地域の自主防災活動の活性化を推進している。(これが本稿のテーマである。)</p>

が災害大国における人間と自然との「共生」の原初的な姿であり、この国の国民意識の根底に今も脈々と流れている災害文化である⁸⁾。

ところが、戦後の近代化による高度経済成長下でのめざましい科学技術の進歩によって、主要河川の堤防強化や下水道整備など都市インフラの整備や生活環境の改善が推進され、中小の災害は大幅に減少、かつ近代的国家システムとして防災および救助専門機関(自治体、消防、警察等)の整備・充実が図られた。その結果、災害の発生は、国や防災専門部署による不作為(懈怠)もしくは科学的知見の未熟さによる人災(人災論)であるというのが国民の一般的な認識となった。

しかし、阪神淡路大震災の発生によって、(現在の)科学技術では地震発生の予知どころか災害の発生を完全に封じ込めるなど不可能であると覚知し、「自然との共生」(共生論)を図りな

がら、「平時は、次の災害の先定期(準備期)」であるという災害サイクル論⁹⁾に基づいて、防災体制(自助・共助)の整備を目指すことが必要だと思いが及んだのである(表1)。なお、「自然との共生」には、人間が、近代以降、自然からの取奪によって手に入れてきた豊かな生活への感謝と脆さの双方を見直すという発想も含まれている。そして、重要なことは、災害サイクル論に基づいて「次の災害への備え」を強化する方法として、可能な限度でのハード対策の取り組みはもちろんであるが、ソフト対策としての住民の自助と共助の精神の高揚が強く求められる。住民間の共助は言うまでもなく地域防災力の強化であり、すなわち地域共同体の再生(=自主防災活動の活性化)に他ならない。

2.2 戦後の防災対策

備荒儲蓄法(1880)の流れをくみ、1947(昭

表2 戦後の災害に対する基本的な考え方と主たる政策

時期	基本的な考え方	主たる政策
戦後～1960年代		<ul style="list-style-type: none"> ・事後対応（国民救助法1947）から事前抑止へ ・災害対策基本法（1961）の制定
1970年代～	都市基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> ・都市化によって生じた問題のハード的解決 ・防災専門機関（自治体、消防、警察等）の整備・充実
阪神淡路大震災 1995年～	地域防災の推進 （地域防災力の強化）	<ul style="list-style-type: none"> ・人災論から、減災思想へ（防災に日常化） ・自助・共助・公助の発想 ・耐震補強の強化 ・地震保険加入の促進 ・自主防災組織の活性化 ・ボランティア法制度化 ・被災者生活再建支援制度
東日本大震災 2011年～	広域災害への備え	<ul style="list-style-type: none"> ・災害復興政策の抜本的見直し ・次の広域災害への備え ・原発災害の発生による持続的可能な社会への国家政策の見直し（代替エネルギー問題） ・「防災の主流化」の具体的実現 ・防災教育の推進

和22)年に制定された国民救助法は、あくまで災害発生後の（上からの）被災者救済が目的であった。

1959（昭和34）年9月26日、潮岬に上陸した伊勢湾台風（台風15号・最低気圧 895 hPa）は、紀伊半島から東海地方を中心に、ほぼ全国にわたって甚大な被害（死者・行方不明者5,098人）をもたらした。これを契機に防災に対する世論が高まり、1961（昭和36）年11月15日、「国の総合的かつ計画的な防災行政の確立と推進を図る」（第1条）ことを目的として災害対策基本法¹⁰⁾が制定された。

ところが、まるでこの国の戦後復興とさらなる近代化のプロセスをバックアップするかのようにより、伊勢湾台風（1959）から阪神淡路大震災（1995）までの約36年間、死者・行方不明者が千人を越えるような大災害は発生しなかった。そうした平安のなかで、幸いにも地域的小中災害の被災者とならなかった国民の多くは、先に述べたような農耕民族の後裔としての災害に関する当事者意識や畏怖の念を忘却し、高度経済成長による物質的豊かさをひたすら謳歌してきた。また、この時期を通じて、都市への人口集

中や社会の二重構造化（世代と家族の分離）によって国家と国民との中間項としての地域共同体が消滅していく。

そして、阪神淡路大震災では、高齢者をはじめとした都市生活者の孤独な被災死など、地域共同体による共助の精神の喪失があらためて浮き彫りになった¹¹⁾。以来、災害発生直後の救助・救援や避難所のあり方、日常生活の早期回復に資する仮設住宅の建設や生活再建支援制度、被災者雇用開発助成金、自立支援策など、さまざまな課題に対して見直しや法整備が求められてきたところである¹²⁾（表2）。

3. 地域防災プラットフォーム構想

3.1 伝統的共同体（町内会・自治会）

律令国家の成立とともに、唐の制度（郷・里の下に5戸を1単位とした「保」が設けられた）に倣い、末端行政組織として5戸を単位とする「五保制」が導入されたと伝えられている。1597（慶長2）年には、豊臣秀吉が京都の治安維持（自衛）を目的に、下級武士に五人組、庶民に十人組を組織させた。江戸幕府は、農民や町民の連帯責任・相互監察・相互扶助の自治的組織の

単位として近隣の五戸を持って五人組を組織し、治安維持、争議の解決、年貢の確保、法令の伝達や周知徹底を図った。先に述べたとおり、日本人は、地縁・血縁集団で構成された村（自然に発生した村）が、日常生活の基盤であったから、こうした隣保制度は、自然にできた集落ごとに、内部組織を再編したものであり、ごく親和性の高い制度であったのではないと思われる。

1889（明治22）年、明治政府のもとで近代的な地方制度として、市町村が発足する（「市制及町村制」法）。その過程において、多くの地域で従来の町村が合併集約され「約7万1,500の町村が約1万6,000弱に減少し、その後も合併がすすめられた」（山崎 2009）。合併によってできた村は「行政村」と呼ばれ、合併前の旧村は「自然村」と呼んで区別された。「自然村」は、「行政村」の一部として組み込まれたが、旧村有財産の統合は見送られ、財産区¹³⁾として残されたし、「自然村」も「行政区」という行政的単位として残された。その後、「行政区」は、市においては町内会に、町村においては部落会へ移行していく。

1940（昭和15）年、町内会・部落会は、内務省訓令17号「部落会町内会整備要項」により「隣保団結ノ精神ニ基キ市町村内住民ヲ組織結合シ万民翼賛ノ本旨ニ則リ地方共同ノ任務ヲ遂行セシムル為」を目的として国家総動員体制に組み込まれた。また、同年の内務省布告「部落會町内會等調整整備要綱」（隣組強化法）により、5軒から10軒の世帯を一組とし、戦争での住民の動員や物資の供出、統制物の配給、空襲での防空活動などを行い、思想統制や住民同士の双方監視の役目も担うことになった。そして、1943（昭和18）年、「市制町村制」法の改正によって、町内会・部落会が完全に軍国主義支配体制に組み込まれ、それぞれの下部組織として「隣組」が組織された。

戦後、1947（昭和22）年、連合国軍最高司令官総司令部（GHQ）は、ポツダム政令15号（昭和二〇年勅令第五四二号ポツダム宣言の受託に伴い発する命令に関する件）¹⁴⁾に基く町内会部落会又はその連合会等に関する解散、就職禁止その他の行為の制限に関する件）により、町内会・部落会は「戦争協力組織」であったとして廃止を命じた。この政令は、1952（昭和27）年4月28日のサンフランシスコ講和条約（日本との平和条約）発効による占領終結まで有効であったが「地域の行事の実施や地域環境の整備等、現実の地域運営には、この組織が不可欠であったので、政令が失効する時期までに、ほとんどの町内会が復活していた」（中田ほか 2012）。しかし、上記のようにGHQから「戦争協力組織」として指弾された経緯もあって、戦後、国民の側にも町内会・自治会に対するマイナスのイメージが色濃く付きまとうこととなった。特に、憲法改正による国民精神の解放（自由主義・個人主義の導入）と重点工業化に伴う都市化の推進が相俟って、戦前、戦中を通じて国家権力支配の末端組織として活動した町内会・自治会は、近代化（＝都市化）に逆行する封建遺制であり、土地（＝前近代的な自然）に隷属する固陋なシステムであるとして反発、否定する市民社会思想（近代化説・行政主導説）が主張された¹⁴⁾。あわせて、家族制度の変化（核家族化）や都市型生活様式の普及などによって、地縁の共同体による相互扶助が、逆に精神的負担や拘束感を感じるという風潮が生まれた。すなわち、高度経済成長の進展は「私的消費財の獲得に価値を見出す私的生活没入型の無関心層」（山崎 2009）を増大させていったのである（表3）。

1960年代以降、都市の発達とともに、郊外には「ベッドタウン」と呼ばれる団地やマンションが次々と建設された。都会のビジネスマンが「寝に帰る場所」であった。なお、団地には「自治会」（従来の自治会とは異なる）が結成され、

表3 現在の町内会・自治会の特性・機能および運営上の課題

項目	内容
町内会・自治会の特性	<ul style="list-style-type: none"> ①世帯単位の加入 ②全戸加入の原則（現在では、強制加入ではなく、逆に入会希望者は拒めないと考えるべきである。） ③包括的な機能の保有 ④行政の末端機能の遂行（行政協力制度） ⑤地域独占組織（その地域に町内会がすでにある場合、別の町内会はつukれない。） <p>☆原則として町内会費を徴収している（地域組織で自主的に活動費を集める唯一の組織である。）</p>
町内会・自治会の主要な機能	<ul style="list-style-type: none"> ①住民の親睦・お祭り・運動会・慶弔 ②地域共同防衛（防犯・防火・交通安全） ③環境整備（地域清掃・ゴミ問題等） ④行政補完（自治体事務の委任・情報の連絡） ⑤圧力団体（遊興や行政施設の進出反対・その他陳情） ⑥防災（自主防災活動・防災訓練） ⑦近隣町内会との調整（連合町内会） ⑧その他（募金・献血・トラブル処理など）
町内会・自治会に関する行政側の政策（注：自治体によって、かなり扱いが異なる。）	<ul style="list-style-type: none"> ①町内会・自治会会長の発令 ②補助金の支給 ③活動支援（情報・ノウハウの提供、相談など）
町内会・自治会の運営上の課題 （本稿で提示する『地域防災プラットフォーム』構想が実現すれば、自動的に解消していく事項も多い。）	<ul style="list-style-type: none"> ①活動の活性化（訓練・講演会・資金不足・活動に関する情報の広報不足） ②リーダーの後継者問題（若者や女性の参加促進） ③活動情報交換・交流・諸団体との連携 ④活動支援体制の不足（市区町村部署との協働） ⑤地元企業・組織等への連携・協力の呼びかけ

マンションには、建物区分所有等に関する法律（1962年）による「管理組合」の設立と強制加入が義務づけられた。これは、末端行政の補完的役割を担わせるという目的もあるが、日常生活に関する私的自治が円滑に推進されるためには、一般行政（統治もしくは支配）とは別の次元で、そのような仕組みが必要と考えられたからである。

3.2 「コミュニティ」

高度経済成長時代に入り、都市型市民の生活範囲は、職場（企業）と家庭（労働力再生産の場）の二つになり、地域共同体が、生活のシーンや意識から遠のきはじめ、隣近所の住民同士すらお互いの名前を知らず、挨拶も交わさないような無味乾燥な社会となってきた。そのように地域共同体（＝生活と支配の中間項）を喪失

した社会では、個人や家庭が、事あるごとに直接、国家（行政）に救いを求める、いわゆる「無縁社会」¹⁵⁾ が現出することになった。「無縁社会」は、激しい競争状態にある企業が「三種の神器（終身雇用、年功序列、企業内組合）」に基づく雇用制度のもとで、一日の大半を企業に拘束された労働者に、個人生活を含めたホーリスティックな自己供出を求めた結果であったと言える。すなわち、会社が、地域共同体と同じような役割（「互助」と呼ばれる助け合い仲間）を果たしたのである¹⁶⁾。しかし、一方で、国民の社会的モラルの低下や利己主義（自分中心主義）の蔓延による地域社会の不安を解消するために、従来の地域共同体のような社会システムを再生することが必要であるという認識が高まってきた。

1969（昭和44）年、国民生活審議会調査部会

コミュニティ問題小委員会（経済企画庁国民生活局）は、『コミュニティ—生活の場における人間性の回復—』報告書において、「自主的で普遍的価値観を身につけた市民」には、従来どおりの地縁型地域共同体（町内会・自治会）ではなく、地域的連帯や住民同士の水平（ヨコ）の関係性による新しいタイプの共同体を構築する必要があるとし、「生活の場において、市民としての自主性と責任を自覚した個人および家庭を構成主体として、地域性と各種の共通目標をもった、開放的でしかも構成員相互に信頼感のある集団」を「コミュニティ」と呼ぶと定義した。

それをうけて、1971（昭和46）年に、自治省から「コミュニティ（近隣社会）に関する対策要綱」が都道府県に通知され、全国に83箇所の「モデル・コミュニティ地区」を「たとえば小学校の通学区域程度の規模を基準（小学校区）」に選定、1983（昭和58）年から1985（昭和60）年にかけて、147箇所の「コミュニティ推進地区」を指定した。モデル地区では「コミュニティ計画」を市町村と住民が協力して策定したり、コミュニティ施設の整備やコミュニティ組織の連絡調整機能の整備をしたりするなど活性化が図られ、都道府県・市町村でも「コミュニティづくり」が展開、各地に「コミュニティ推進協議会」が設立されるとともにコミュニティセンターが建設された。また、1990（平成2）年から1993（平成5）年にかけて、全国141地区を「コミュニティ活動活性化地区」に指定した。

第27次地方制度調査会最終答申（2003年11月13日）では、「地方分権改革が目指すべき分権型社会においては、地域において自己決定と自己責任の原則が実現されるという観点から、団体自治ばかりではなく、住民自治が重視されなければならない。（中略）また、地域における行政サービスを担うのは行政のみではないということが重要な視点であり、住民や、重要なパート

ナーとしてのコミュニティ組織、NPO その他民間セクターとも協働し、相互に連携して新しい公共空間を形成していくことを目指すべきである」と示唆されている。

2004（平成16）年、地方自治法改正による地域自治区・地域協議会の法定化（地方自治法第202条の4～9）により、コミュニティ政策は新たな局面を迎える。

ところで、この国には、欧米のようなキリスト教会を中心に、信仰によって精神的に結びついた地域共同体はほとんど存在しない。地域共同体にとって、地縁・血縁以上の精神的な結びつきが欠如していることはあきらかにハンディキャップであるが、行政は、寺社を中心とした地域共同体を推進するわけにはいかず（政教分離）、当時、団塊ジュニアによって増え続ける子供たちを念頭に「小学校区」という好材料を見いだした。これは、一つの見識であるし、筆者の主張する「地域防災プラットフォーム」のネットワークエリアとして最適広さである¹⁷⁾。しかし、地縁・血縁共同体組織は農耕民族の文化として、脈々と存続してきたのであり、戦後、この国の歴史的な経緯や社会状況によって地域共同体をないがしろにするような国民意識が蔓延するとともに、地域共同体が実質的に解体もしくは弱体化してきたことに対する行政サイドの危機感は共有できるが、地縁的地域共同体との相互関連性を明確にせず、新たに「コミュニティ」を育成しようとしたのはいささか勇み足ではなかったか。まさに「上から」の「コミュニティ」づくりであった。その結果、都市やその周辺地域には、旧来型地域共同体（町内会・自治会）と官主導「コミュニティ」の二重構造が存在することになった。なお、コミュニティ推進協議会が、現実の地域共同体として町内会・自治会を越えて機能しているかどうかは、その後の各自治体の方針によってかなり異なっている。

表4 各種の地域団体

各種団体名	根拠法など	備考
自主防災会	3.4を参照	(本文を参照されたい)
町内会・自治会	3.1を参照	地域における歴史的な経緯から、「町内会」「町会」「自治会」「区」「区会」「地域振興会」「常会」「部落会」「地域会」「地区会」などさまざまな名称で呼ばれることがある。
コミュニティ（推進協議会） （注：名称は、地域によって多様である）	1971 コミュニティ（近隣社会）に関する対策要綱	基本的には小学校区であり、特徴的には、コミュニティセンターを有する。
社会福祉協議会	1951 社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）	戦前から戦中に設立された民間慈善団体の中央組織・連合会（「中央慈善協会」「恩賜財団同胞援護会」「全日本民生委員同盟」「日本社会事業協会」など）およびその都道府県組織を起源とする。
民生委員児童委員協議会（民児協）	1948 民生委員法 1947 児童福祉法	非常勤の特別職の地方公務員
消防団（水防団）	1948 消防組織法	非常勤の特別職の地方公務員
NPO	1999 特定非営利活動促進法	
NGO		赤十字社、YMCA など
青年団	1949 社会教育法	地域ごとに居住する20～30歳代の青年男女により組織される。
婦人会・老人会・子供会・PTA など		任意団体であるが、一部自治体の援助がある。
まちづくり推進協議会	1998 まちづくり3法（大店法は2000）	まちづくり3法（改正都市計画法、大店立地法、中心市街地活性化法）による行政と住民との協議組織である。
公民館 「生涯学習センター」「交流館」などと言い換える自治体も多い。	1946 文部次官通牒 1949 社会教育法	市町村その他一定区域内の住民のために、实际生活に即する教育、学術および文化に関する各種の事業を行う。
企業 商店会	2011 大規模・高層建築物等における自営防災体制の確立（消防法改正）	いうまでもなく、地域において重要なポジションを占めている。今後は、地域の自主防災組織との関係強化が求められる。

3.3 各種の地域団体

地域には、従来からの町内会・自治会および官主導コミュニティ（推進協議会）以外に、それぞれ特別な目的をもって各種の住民団体がつくられてきた。表4にあげたもの以外にも、地域によって多様な任意団体が存在することも留意されたい。

3.4 自主防災組織（自主防災会）

災害対策基本法には、住民等の責務として

「地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。2 前項に規定するもののほか、地方公共団体の住民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めなければならない」（第7条）と定め

表5 自主防災活動の具体的内容

活動のポイント	具体的内容（例示）
①日常における防災対策や活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ・防災に関する広報・啓発活動（講演会・学習会・広報紙・防災訓練・防災マップ等） ・地域内の幅広い年代の住民の自主防災組織への参加促進 ・女性・若者・子どもの参加促進 ・地域の防災リーダー養成（人材育成） ・地域内の災害時に役立つ能力を持った人物との日常的コミュニケーション ・学校・消防団・医療関係者・地元企業・災害ボランティアとのネットワーク ・地域を知り、好きになるための勉強会や文化イベントの開催 ・他の自主防災組織との交流や情報交換 ・行政との連携強化（行政協力）
②地域防災力強化	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の耐震化・家具の転倒防止 ・家庭の非常持ち出しなど防災備品・備蓄の整備 ・地域の災害危険箇所把握と改善活動 ・地域の防災備品・備蓄の整備 ・要援護者の支援体制づくり ・情報収集・伝達・避難誘導体制強化 ・避難所の整備・運営体制づくり
③災害時の実際的対応	<ul style="list-style-type: none"> ・避難準備情報による早期避難（要援護者）支援 ・初期消火への協力 ・応急救護・搬送 ・情報収集・伝達 ・避難誘導 ・避難所運営・救援物資配分・夜警 ・住民意思の集約・行政との折衝

られており、立法当時（1961年）の状況として、主に町内会・自治会が中心となっており、第2項の防災活動をリードすることを想定したものであろう¹⁸⁾（表5）。

現実に、全国に作られている自主防災組織は、自治体、消防本部等が主導して、町内会・自治会の読み替えや、それらの既存組織を中心に結成されたものがほとんどである。消防庁は、1973（昭和48）年に『自主防災組織の手引き』を発刊し、その後、改訂を重ねている。なお、自主防災組織は、必ずしも「自主防災会」という名称で呼ばれるわけではない¹⁹⁾。

3.5 地域協働体（プラットフォーム）

町内会・自治会というレガシー（伝統的）な組織が、20世紀後半の激動と試行錯誤の時代を経て現在に至る経緯、また、高度経済成長時代に団地や新興住宅街における住民組織として、行政主導で「自治会」が組織され、並行して

「コミュニティ」概念が導入されたことを確認した後、本節では、地方自治法の改革によって「地域協働体」という新しいパートナーシップ概念が提唱されていることを前向きに評価しながら、自主防災組織がこれからそれぞれの地域においてその役割を十分に果たすべくプレゼンスを高めていくプロセスについて考える。

すなわち、現在必要とされている地域共同体とは、いままでのような特定の範囲の住民間の親睦や相互扶助、まちづくり、行政活動の補完（行政協力）などにとどまらず、老若男女すべての住民の命と財産に関わる「危機管理＝防災（減災）」、言い換えれば、所属団体にかかわらず、「お互いに命を救う場＝セイフティーネット」である。従って、地域防災力を高めるといふ地域全体の目的を達成するためには、町内会・自治会や「コミュニティ」だけではなく、3.3にあげた各種の地域団体が可能な限りネットワークされ、協力していくことが求められる。

自主防災組織は、いわゆるテーマ・コミュニティの一つではなく、一般地域共同体である町内会・自治会やコミュニティ推進協議会が、地域全体を包括し、かつ行政と手を携えて、防災（減災）に関する住民への啓発、教育、支援等を担う新しい社会システム（地域防災プラットフォーム＝「地域協働体」）でなければならない。

ところで、「総務省コミュニティ研究会」中間とりまとめ（2007年6月）では、「地域コミュニティ活動にあたっては、それぞれが異なる目的や機能を持った各種団体がバラバラに活動するのではなく、地域コミュニティの持っている総合力を活性化するという観点から、意見調整・合意形成等を行いながら連携することにより、各種活動をコーディネートすることが有益である。こうした連携の場を『プラットフォーム』として構築・整備する」とされた。

続く「新しいコミュニティのあり方に関する研究会」の報告（2009年8月28日）では、「地域コミュニティをはじめとする地域における様々な主体がそれぞれの立場で新しい「公共」を担うことにより、地域にふさわしい多様な公共サービスが適切な受益と負担のもとに提供されるという公共空間（＝「新しい公共空間」）を形成していくという視点に立って、具体的な方策を検討する必要がある」（中略）地域における住民活動や地域協働を強化・再構築していく観点からは、地域の多様な主体が力を結集し、相互に連携・分担して住民ニーズに対応した公共サービスを効果的・効率的に提供していくための新しい仕組みが必要である。具体的には、地域における公共サービス提供の核となり、地域コミュニティ組織など地域の多様な主体による公共サービスの提供を総合的、包括的にマネジメントする組織（「地域協働体」）の構築を推進していくべきである」（概要版）と提言されている。

筆者が主張しているのは、まさしくこの『プ

ラットフォーム＝地域協働体』のイメージと同一である（図）。地域の各種団体や組織には、それぞれの目的があり、伝統があり、考え方の違いもある。従って、それを統一するのではなく、いわば弱い紐帯（ネットワーク）で結ばれることが必要である。あらためて言うまでもないが、現代リスク社会に生きるわたしたちは、「伝統的な家族や地縁の「顔の見える関係」における相互扶助機能の復活に期待するのではなく、「顔の见えない」他者間の共同・協力の関係を強化し、それが生み出すセーフティネットで、個人を受け止めて行かなければならない」（高瀬 2012）のである。

「地域防災プラットフォーム」は、発生が切迫している次の大災害に備えるための防災（減災）活動を行う、いわば目的志向型市民組織（Associative Democracy）である。そして、このような「地域防災プラットフォーム」を構想することで、地域住民であれば、なんらかの地域団体に所属しなくても、全員が、当然に自主防災組織の疑似メンバーとなる（匿名の会衆として）。このようなイメージを住民全員が共有することで、防災に関する啓発や訓練の活性化、情報伝達網のさらなる整備、ひいては、自治体からのさまざまな支援や補助の受け皿としても、より有効に機能するはずである。

なお、このプラットフォーム型の組織が、各団体の平時の日常的諸活動を拘束する必要はなく、あくまでも、地域防災活動における住民相互扶助（共助）の概念であることを確認しておきたい。その意味で、このプラットフォームを具体的に機能させるためには、防災に関する情報伝達や防災訓練は、常に全住民参加が基本であることを徹底していく必要がある。従って、このプラットフォーム（いわば『自主防災ネットワーク』）が、年数回の合同会議を開始し、防災情報を全住民に発信し、地域防災訓練を共同開催することが望まれる。

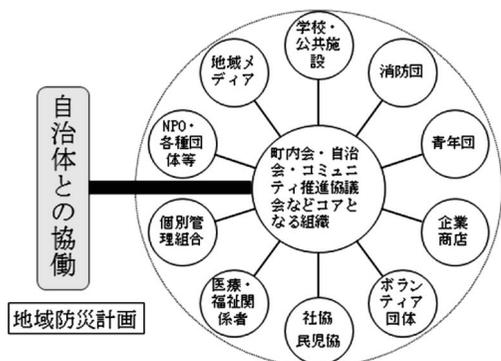


図 地域防災プラットフォームのイメージ図

このように地域のすべての住民にとって共通の課題である防災（減災）を基底として、多様な主体による公共サービスの提供を総合的、包括的にマネジメントすることは、従来の地縁的地域共同体と官主導「コミュニティ」の二重構造（地域によっては、さらに公民館等が加わっている多重構造）を止揚していくプロセスの一環ともなるのではないか。また、今後、国が推進しようとしている新しい地方自治（私的自治、住民自治）の基本モデルにもなり得るはずである。

この新しい住民組織と自治体との協働関係については「自助・共助・公助」見直し論として、稿をあらためて論じるが、基本的には、地方自治体は、地域防災計画を包括的に推進する立場にあり、住民の自主防災活動においては、図に示したような補完的なポジションにあるのが本来であろう。

4. おわりに～日常と非日常を逆転させる

現代資本主義社会において「安全の確保＝平常状態の維持」のための防災事業は、公共投資による国内需要喚起という経済効果を斟酌しても、決して無際限ではありえない。また、発生時期が「不確実」な災害に備えるために、限りある時間と能力と資源をどこまで投入することが「合理的」なのかというような価値判断も困

難である。ましてや、東日本大震災のような巨大地震と津波は、貞観津波（869年）以来だと言われ、次の同規模の大震災が約千年後だとしたら、そんな気の遠くなるような未来の大災害に「備える」ために、途方もないコストを投じて巨大な防波堤を建設することは現実的ではない。

だからこそ「小さき人間がこの災害大国において、ほんの短い時間を、生きて、死んでいく命（生）のいとなみ」を、これからのこの国の国土開発、産業構造や国民文化のありようの問題として、徹底的に議論する時期が来たといえるだろう。それは哲学の問題ではなく、選択の問題である。実際に、東北地方では、明治29年の明治三陸地震や昭和8年の三陸沿岸大津波以降に、賢明な指導者のもとで村落ごと高台に移住し、この度の東日本大震災でほとんど被害がなかった地域がいくつも存在するといわれる（越澤明 2012）²⁰。

昨今、自然災害の多発だけではなく、近代産業社会の「負の生産物」としてのさまざまな危険が人間生活と精神を大きく蝕みはじめている²¹。そこで、地域共同体の再生によって、関係性、共同性、結びつき、利他などのかけがえのない人間の精神を涵養することの必要性が世界的にも認識されている²²。

この国でも地域共同体は、戦後半世紀以上を経て、前近代の「遺物」から、新しい「希望」になったといっても過言ではないだろう。もちろん、地縁的・血縁的な地域共同体に、過去から連綿と引き継がれてきた旧弊や絆（ほだし）は、自由主義、民主主義の未来にとって、すべてが望ましいレジームではない。だからこそ、それに背を向ける住民も多いのである。しかし、述べてきたような「次の大災害時にともに命を守る」ための活動は、それらの習俗や慣習をまるごと飲み込んでしまうほど最上位の概念である。個人の「自由」や「自律」のイデオロギー

では、何も解決しないのである。

「自然との共生」を基本思想に、社会の発想と仕組みを、20世紀型の「明日の豊かさ（成長）を追求するシステム」から、21世紀型の「明日の危険（リスク）に備える危機管理システム」へ転換することは、日常と非日常を逆転させることであり、決して容易ではない。しかし、この機を逃しては、20世紀後半に、多くの国民が

見失ってしまった「生活の場」としての地域共同体において、住民が手を携えてお互いの命を守ることをすらできないままではないかと危惧する。

おわりに、縁あって、いささかでも地域防災活動の活性化に携わるものとして、次の大災害における減災のための活動がみごとに奏功することを心から祈らずにはおられない。

【参考】 主要な災害と災害関係法整備の歴史

時代	主な自然災害	主要災害関係法規等
古代～中世	(538仏教伝来) 869 貞観地震 878 相模・武蔵地震 887 仁和地震	「義倉」（大化の改新時に導入）・「施薬院」「悲田院」（聖武天皇皇后 光明子の主導）と呼ばれる被災者救援制度が伝えられている。
江戸時代	○江戸の三大飢饉 享保・天明・天保 1611 慶長三陸津浪 1657 明暦大火（振袖火事） 1677 延宝三陸津浪 1703 元禄関東地震 1709 富士山宝永大噴火 1783 浅間山天明噴火 1854 安政東海地震 1855 江戸安政地震	「御救米」, 「御救普請」, 「御救小屋」, 「御救金」, 「七分金積立制度」など
明治時代	1891 濃尾地震 1896 明治三陸津波	1871 太政官達県治条例中窮民一時救助規則 1880 備荒儲蓄法<災害救助法の原型> 1899 罹災救助基金法 1900 土地収用法（1951新・土地収用法）
大正時代	1923 関東大震災 1925 北但大震災	1919 市街地建築物法 1920 都市計画法 1923 戒厳令・帝都復興院 1923 バラック令（→1924借地借家臨時処理法） 1924 同潤会（内務省社会局） 1924 市街地建築物法改正
昭和時代	1933 昭和三陸地震津波 1934 函館大火 1934 室戸台風 1938 阪神大水害 1940 静岡大火 1943 鳥取地震 1945 東京大空襲 1945 大阪大空襲 1945 神戸大空襲 1945 枕崎台風 1946 昭和南海地震 1947 カスリーン台風 1950 ジェーン台風 1952 鳥取大火 1955 新潟大火 1959 伊勢湾台風	1933 都市計画法改正 1937 防空法 1928 市街地建築物法改正 1940 都市計画法改正 1946 特別都市計画法（戦災復興） 1946 罹災都市借地借家臨時処理法 1946 公民館設置運営通達（文部次官通牒） 1947 災害救助法 1947 消防組織法 1947 災害減免法 1949 水防法 1948 消防法 1950 首都建設法（1956首都圏整備法） 1950 建築基準法（←市街地建築物法廃止） 1952 耐火建築促進法 1952 気象業務法

	1960 チリ地震津波 1964 新潟地震 1967 羽越豪雨 1978 宮城沖地震 1983 日本海中部地震	1954 自衛隊法 1961 災害対策基本法 1962 激甚災害法 1962 豪雪地帯対策特別措置法 1966 古都保存法 1966 地震保険に関する法律 1968 都市計画法（全面改正） 1971 建築基準法施工令改正 1973 活動火山対策特別措置法 1973 災害弔慰金の支給に関する法律 1974 国土庁設置 1978 大規模地震対策特別措置法（東海地震対策） 1981 建築基準法施行令大改正
平成時代	1991 雲仙普賢岳噴火 1993 奥尻島津波 1995 阪神淡路大震災 1999 東海村 JCO 臨界事故 1999 6.29豪雨災害（広島・呉） 2000 有珠山噴火 2000 東海豪雨 2004 新潟・福島豪雨 2004 新潟県中越地震 2007 新潟県中越沖地震 2011 東日本大震災	1995 地震防災対策特別措置法 1995 被災市街地復興特別措置法 1995 耐震改修促進法（1981年以前の建物新耐震基準以前の建物）には耐震診断が義務づけられた） 1998 被災者生活再建支援法（2007改正） 1998 内閣官房に内閣危機管理監を置く 2003 原子力災害対策特別措置法 2000 土砂災害防止対策推進法 2001 内閣府特命担当大臣（防災担当） 2003 特定都市河川浸水被害対策法 2004 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 2008 要支援者の避難支援ガイドライン 2011 東日本大震災復興基本法 2011 津波対策の推進に関する法 2011 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法 2011 大規模・高層建築物等における自営防災体制の確立（消防法改正） 2011 東日本大震災復興特別区域法 2011 都市計画法改正 2011 罹災都市培地借家臨時処理法（改正） 2011 津波防災地域づくりに関する法 「津波防災地づくりの推進に関する基本的な指針」（国土交通省） 2012 災害対策基本法一部改正 2012 復興庁設置（2021年3月31日までに廃止） 2012 「防災の主流化」（防災対策推進検討会議）

注

- 1) 中央防災会議の防災対策推進検討会議最終報告（平成24年7月31日）では、「防災対策に取り組む基本姿勢～災害に強くなやかな社会の構築のために～」として、次の7つが挙げられている。
 - ◎災害から国民を守り、国を守ることは政治の究極の責任である。
 - ◎「国難」ともいふべき大規模災害を意識する。
 - ◎「防災の主流化」を通じ、可能な限りの備えを怠らない。
 - ◎災害発生時、官民が連携し資源の大量・集中投入を行う。
 - ◎被災を地域社会再構築への希望に変えていく。
 - ◎防災こそ我が国再生のフロンティアである。

- ◎「防災先進国日本」を世界に発信する。
- 2) 西欧の中世から近代への歴史を紐解けば、いくつかの大地震や火山災害を除けば、社会崩壊を惹起するような大災害としては、革命・戦争・飢饉・疫病（ペスト）があげられる。なお、近代になって飢饉や疫病が克服されてからは、西欧の災害研究は、主として戦争が対象となった。
- 3) 1990年（平成2年）頃から景気が後退し始め、深刻なデフレに陥った。そのような1990年代から2000年代初頭までの経済状況を「失われた10年（lost decade）」と呼ぶ。その後、一時期は回復基調であったが2008年のアメリカでのサブプライムローン問題をきっかけに、世界金融危機が起り世界同時不況に陥った。「失われた10年」と2000年代以降の経済低迷を合わせて「失われた20年」と

呼ぶことがある。

- 4) 「減災」の思想は、阪神淡路大震災から大きく取りあげられた防災に対する思想であり、その後の一般防災教育では、しばしば触れられてきたが、国の公式文書に明記されたのは、今回が初めてである。
- 5) 筆者は、平成24年度広島県危機管理監消防防災課主催の『広島県自主防災組織活性化プロジェクト』のトータル・アドバイザーを務めている。
- 6) 「覚 山川掟」
 - 一、近年は草木之根迄掘取候故、風雨之時分、川筋え土砂流出、水行滞候之間、自今以後、草木之根掘取候儀、可為停止事、
 - 一、川上左右之山方木立無之所々ハ、当春より木苗を植付、土砂不流落様可仕事、
 - 一、従前々之川筋河原等に、新規之田畑起之儀、或竹木葺萱を仕立、新規之築出いたし、迫川筋申間敷事、

附 山中焼畑新規に仕間敷事、
右条々、堅可相守之、来年御檢使被遣、掟之趣違背無之哉、可為見分之旨、御代官中え可相触者也、寛文六年也 午二月二日 久 大和守 稲 美濃守 阿 豊後守 酒 雅楽頭
- 7) いわゆる天譴論には、次の二通りの考え方がある。
 - ①時の権力者の横暴に対する天罰であるとするもの。
 - ②豊穰や安楽に我を忘れた人民みずからを懲らしめる天罰であるとするもの。
東日本大震災にあたって、石原東京都知事（当時）が、「津波を利用して我欲を洗い流す必要がある。日本人のアカをね。やっぱり天罰だと思う。被災者の方々にはかわいそうですよ」と発言し、マスコミに批判されたことは記憶に新しい。
- 8) 一部識者が、災害の少ない西欧における自然征服志向文化との比較において、このような天譴論や運命論を、自然環境や国民文化を考慮しないで、消極的な発想であるであると批判的に論じる（大泉光一 2003）ことは言葉足らずではないかと思われる。
- 9) 災害サイクル論は、アメリカの FEMA (Federal Emergency Management Agency: 連邦危機管理庁) が、連邦、州および地方の政府が、緊急事態に効果的に対応することができるように、「緊急事態発生前の準備 (preparedness)、発生時の対応 (response)、被害の緩和 (mitigation)、その後の復旧 (recovery)」という事態の推移に即した対応を講じる一連のサイクルである。つまり、「平時は、次の災害への準備期間」であると位置付けて「備えの万全」を期する発想である。
- 10) 災害対策基本法は、この国の12の基本法の一つであり、防災行政に関する国と地方公共団体および住民の一般的責務を宣言したうえで、防災行政に関する組織、防災計画、災害予防、災害応急対策

などについて詳細な規定を置いている。なお、本稿において、災害、防災とは、基本的に、災害対策基本法第2条に基づく定義に従う。

- 一 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。
- 二 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。

- 11) 阪神淡路大震災は、発生の21年前、1974年6月26日、神戸新聞朝刊一面に「神戸にも直下地震の恐れ」(大阪市立大学表層地質研究会) という記事が掲載され「臨海部に破碎帯?」「地震帯、市街へ延長も推定」などと指摘されていた。阪神淡路大震災による死者は、6,434人、65歳以上の死者は約50%に上る。また、仮設住宅や復興県営住宅での孤独死は、約1,000人に上る。

12) 被災者支援策の概要 (2012年12月現在)

被災の状況	支援制度等	備考
世帯主等の死亡	災害弔慰金	災害弔慰金の支給等に関する法律
負傷・疾病等による障害	災害障害見舞金	居住安定支援制度
生活資金 生活再建資金	被災者生活再建支援制度 (貸付)	地震保険
	生活福祉資金制度	
	災害救援資金	
税金・社会保険	生活福祉資金制度の各種貸付	地震保険
	国税・地方税の特別措置 (雑損控除)	
	社会保険料の減免・猶予	
一時的離職 (失業)	公共料金・使用料等の特別措置	地震保険
	雇用保険の失業保険等給付	
自治体による追加支援	被災者自立支援事業	都道府県の独自事業
二重ローン減免	個人版私的整理ガイドライン運営委員会	

(注) さまざまな支援制度が工夫されているが、国は、天災の場合に個人財産の保障はしないという「天災不保障の原則」と「世帯中心主義 (世帯主被災要件)」は、原則として維持されている。

- 13) 財産区は、現在も存在している。自治体が後に公有地として買い上げた代金を、町内会等の管理する預金として存続しているものも多い。地域の

- 会館等の再建時等には、負担金として一部を出捐する場合がある。
- 14) 近代化論に対照的な立場をとったのが文化型論である。町内会・自治会という集団形式の遍在性、継続性から、これを「日本の文化」として肯定的に評価した。筆者は、この文化型論に基づいて、町内会・自治会を中心とした防災プラットフォーム論を主張しているのではないが、町内会・自治会を頭ごなしに非難する急進主義的発想には疑問を持つ。当時のアンケートでは、町内会・自治会の廃止に賛成の国民は2割程度であったと言われている。
- 15) 「無縁社会」とは、単身世帯が増え、人と人との関係が希薄となりつつある社会の一面を言いあらわした2010年のNHKによる造語である。これからの災害多発時代における住民の共助の必要性を考えると、地域共同体は、国民の命を守るためにどうしても必要である。大規模災害に被災した国民は、少なくとも数日間は公助にすがること得ず、それぞれの地域において、原始時代より厳しい状況におかれる。(たとえば、現代人は川の水や雨水をそのまま飲めないほどに脆弱なのである。)
- 16) 農村型の共同体関係を都市に持ち込み、新しい地域共同体をつくりあげた。しかし、国を挙げての経済成長の終わった時代に、これからどのような社会を創り出せるかは未知数である。
- 17) 地域自治区・地域協議会の対象エリアとして「コミュニティ」の範囲を想定するのも至極妥当であると考えが、これはいわゆる「後づけ」の理論ではないかと思う。
- 18) 兵庫県神河町では、消防団員を除く町民全員を自主防災会の会員としている一方、都会ではまったく防災活動に関心な住民も多い。「大災害が発生すれば、自分も被災者になるのに」である。一般防災教育(社会教育)の充実をさらに推進する必要がある。
- 19) 自主防災組織は、2011年4月現在、全国に14万6,396あり、活動カバー率は75.8%である。(消防庁『消防白書』)
- 20) 大津波に対する必要十分な備えは、危険地帯住民の高台移住である。しかし、国民の住居再建地域をどのように定めるかというマクロ的な国土政策の見直しは、現代資本主義社会と私有財産制の構造から容易なことではない。なお、宮古市の重茂半島にある姉吉地区では、昭和8年に発生した昭和三陸沿岸大津波の後、海拔60mに建てられた先人の石碑の警告を守り、全員が高台で暮らしていたため津波被害を免れたし、岩手県下閉伊郡普代村は、明治三陸地震の時に15mの大津波が来たということから建設した15mを越える防潮堤が破損したが、村民を守り死者数はゼロだった。(越澤明2012)
- 21) 『危険社会』(ウイルヒ・ベック1998)では、近代化に伴うリスクとして次の二つがあげられてい

る。

- ①社会の高度化、ICT化、グローバル化などによる環境的・技術的リスク(豊かさを生み出す産業活動が同時に環境問題のようなさまざまなリスクを生み出し、命と人間関係を蝕む。)
- ②社会的リスク(愛情関係の流動化により家族や家庭が不安定化、個人が断片化し、それぞれが極度に自己防衛して豊かな社会関係を築けなくなる。)
- 22) 世界各国でも、地域コミュニティ再生に関する議論が盛んに行われ(コミュニティ論)、社会資本(Social Capital)の活性化という視点から市民活動活性化の重要性が叫ばれている(Robert David Putnam2000 Bowling Aloneなど参照)。「地域共同体の再生」というのは、世界的な潮流でもある。

参考文献

- Amartya Sen (2000), COLLECTED EAASAYAS, (『人間の安全保障』集英社新書)
- Beck, Ulrich 1986 RISIKOGESELLSCHAFT: Auf dem Weg in eine andere Moderne, Suhrkamp Verlag (1998) 東廉・伊藤美登里訳『危険社会』法政大学出版局
- 岩崎信彦他編(2008)『災害と友に生きる文化と教育<大震災>からの伝言』昭和堂
- 植村邦彦(2010)『市民社会とは何か』平凡社
- 浦野正樹(2008)『自主防災組織活動マニュアル』東京法規出版
- 桜美林大学国際学研究所(2012)『東日本大震災と知の役割』勁草書房
- 大澤真幸(2012)『夢よりも深い覚醒へー3・11後の哲学』岩波新書
- 大泉光一(2003)『クライシス・マネジメント—危機管理の理論と実践』同文館出版
- 2003大矢根淳・浦野正樹・田中淳・吉井博明(2008)『災害社会学入門』弘文堂
- 倉田弘行(2006)『総合防災学への道』京都大学学術出版会
- 越澤明(2012)『大災害と復旧・復興計画』岩波書店
- 近藤誠司・宮本匠(2012)『防災・減災の人間科学』新曜社
- 佐野真一(2011)『津波と原発』講談社
- 佐藤主光・小黒一正(2011)『震災復興』日本評論社
- 清水将之(2006)『災害の心理』創元社
- 鈴木猛康(2011)『巨大災害を乗り越える地域防災力』静岡学術出版
- 鈴木哲雄(2001)『日本古代史事典』朝倉書店
- 財団法人神戸都市問題研究所(1982)『地域コミュニティ行政の理論と実際』勁草書房
- 高橋英博(2010)『共同の戦後史のゆくえ』御茶ノ水書房
- 高端正幸(2012)『復興と日本財政の進路』岩波書店

- 瀧本浩一 (2008) 『地域防災とまちづくり』 イマジン出版
- 田中 淳・吉井博明 (2008) 『災害情報論入門』 弘文堂
- 津久井進 (2012) 『大災害と法』 岩波新書
- 富永健一 (1990) 『日本の近代化と社会変動—チュービンゲン講義』 講談社学術文庫
- 中川 剛 (1980) 『町内会—日本人の自治感覚』 中公新書
- 中田 実 (2007) 『地域分権時代の町内会・自治会』 自治体研究社
- 中田 実 (2012) 『地域再生と町内会・自治会』 自治体研究社
- 中村八郎・森勢郁生・関西 靖 (2010) 『防災コミュニティ』 自治体研究社
- 永松伸吾 (2008) 『減災政策論入門』 弘文堂
- 日本科学者会議 (2012) 『日本の科学者 Vol. 47 No. 6』 本の泉社
- 廣井 脩 (2004) 『災害情報と社会心理』 北樹出版
- 広井良典 (2010) 『コミュニティを問い直す—つながり・都市・日本社会の未来』 ちくま新書
- 広井良典、小林正弥 (2010) 『コミュニティ』 勁草書房
- 広瀬弘忠・中島励子 (2011) 『災害そのとき人は何を思うのか』 ベスト新書
- 福留 強 (2011) 『助け助けられるコミュニティ』 高木書房
- 船津 衛 (2006) 『現代コミュニティ論』 日本放送出版協会
- 辺見 庸 (2012) 『瓦礫の中から言葉を わたしの<死者>へ』 NHK 出版新書
- 前山総一郎 (2009) 『コミュニティ自治の理論と実践』 東京法令出版
- 宮村 忠 (1993) 『水害—治水と衰亡の知恵』 中公新書
- 本山義彦他編著 (2012) 『3・11から一年』 御茶の水書房
- 山折哲雄 (2011) 『絆 いま 生きるあなたへ』 ポプラ社
- 山崎丈夫 (2009) 『地域コミュニティ論 三訂版』 自治体研究社
- 山下祐介 (2008) 『リスクコミュニティ論』 弘文堂
- 山村武彦 (2005) 『人は皆「自分だけは死なない」と思っている』 宝島社
- 吉井博明・田中 淳 (2008) 『災害危機管理論入門』 弘文堂
- 吉原直樹 (1989) 『戦後改革と地域住民組織—占領下の都市町内会』 ミネルヴァ書房